

広島県告示第九百七十二号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十四年十二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
広島市立舟入病院	広島市中区舟入幸町一四番一一号	平成二十七年二月一九日	更新
吉崎整形外科	広島市南区的場町二丁目四番二八号	平成二十七年二月一九日	更新